地方独立行政法人評価委員会の主な業務

１．市長に対する意見提示

内容		地方独立行政法人法（根拠条文）	審議の時期
1	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第 25 条第 3 項	作成:中期目標期間開始時 変更：必要時
2	中期目標期間終了時に見込まれる中期目標における業務実績を評価する際の意見	第 28 条第 4 項	中期目標期間終了直前
3	中期目標期間終了時に見込まれる中期目標に係る業務実績評価を受け、当該地方独立行政法人の組織全般にわたる検討をする際の意見	第 30 条第 2 項	
4	出資等に係る不要財産の納付等に関する認可を行う際の意見	第 42 条の 2 第 5 項	必要時
5	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	第 44 条第 2 項	必要時

２．意見の申出

内容		地方独立行政法人法（根拠条文）	審議の時期
1	役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見申出	第 56 条第 1 項 （準用：第 49 条第 2 項）	設立時 必要時

３．市が独自に権限を付与した市長に対する意見提示（条例）

内容		堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（根拠条文）	審議の時期
1	市長が中期計画の作成・変更を認可する際の意見	第 2 条	作成：中期目標期間開始時 変更：必要時
2	各事業年度の業務実績の評価を行う際の意見		毎年
3	中期目標期間最後の事業年度の業務実績及び中期目標期間における業務実績の評価を行う際の意見		中期目標期間終了時

○地方独立行政法人法（地方独立行政法人評価委員会関連の抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第十一条　設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二　第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三　第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四　第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五　第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六　その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

４　第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第二十五条　設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

２　中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三　業務運営の改善及び効率化に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立

団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

四の二　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3　設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4　地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条　地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2　地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号から第三号に定める事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3　第一項の評価は、同項第一号から第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果

を考慮して行わなければならない。

4　設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5　設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6　設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条　設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二　地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2　地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3　地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4　地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5　設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
6　前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産の処分等の制限）
第四十四条　地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。
2　設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（役員の報酬等）
第四十八条　特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
2　特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
3　前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）
第四十九条　設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
2　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）
第五十六条　第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。
2　第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（抜粋）

（所掌事務）

第２条　委員会は、法第１１条第２項第６号の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関し、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(1) 法第２６条第１項の認可に関すること。

(2) 法第２８条第１項第１号及び第３号に定める事項に係る評価に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項